

秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付要綱別表(第2条関係)

別表 周辺への危険度判定基準

建築物の状態	判定基準
<p>1 建築物の外装材や屋根瓦等が脱落又は飛散のおそれのある状態</p>	<p>脱落・飛散のおそれがある建築物で、当該おそれのある部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離が当該部分の高さ以内であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 隣地又は道路は、当該建物の高さより低い位置にあること</p> <p>(2) 隣地は、現に使用されている敷地であること</p>
<p>2 破損や傾き等があり、倒壊等のおそれがある状態</p>	<p>倒壊等のおそれがある建築物で、当該おそれのある部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離が当該部分の高さ以内であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 隣地又は道路は、当該建物の高さより低い位置にあること</p> <p>(2) 隣地は、現に使用されている敷地であること</p>